





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号 外(第18号)

■ 目 次

	ペーシ
規 則	
○群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(県民活動支援・広聴課)	2
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉課)	2
○社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則の一部を改正する規則(同)	2
○群馬県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課)	3
○群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	3
○群馬県理容師法施行細則の一部を改正する規則(同)	1 7
○群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課)	3 0
○群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル課)	3 2
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計管理課)	3 2
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(発電	
課)	3 3
告示	
〇群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示 (健康福祉課)	3 4
監査委員公告	
○監査結果の公表	3 5
〇同	4 8
〇同	4 9
○監査結果に基づく措置状況	5 1
○同	5 4

規

則

群 :馬県個人情報保護条例施行規則の 令 和三年三月三十一日 一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本

太

群馬県規則第八十七号

群馬県個人情報保護条例施行規則(平成十二年群馬県規則第百四十号)群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 0) 部 を次

第二条を次のように改める。

(公文書を特別に管理する機関)

に関する条例施行規則(令和三年群馬県規則第八十五号)第三条各号に掲げる機関第二条 条例第二条第六項第三号の規則で定める県の機関は、群馬県公文書等の管理 とする。

(条例第二条第六項第三号の歴史的な資料等の範囲)第二条の次に次の一条を加える。

の資料は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則第四条に規定する方法によ第二条の二 条例第二条第六項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用 り管理がされているものとする。 の資料は、

別記様式第九号中「四」を削る。

の規則は、 令和三年四月一日から施行する。

の

群馬県生活保護法施行細 令和三年三月三十一日 則 の 一 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県 知 事 Ш 本 太

群馬県規則第八十八号

うに改正する。 群馬県生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 0) 部を次のよ

四まで及び別記様式第十七号中 別記様式第十一号、 別記様式第十二 三三 号、 を削る。 別記様式第十六号から別記様式第十六号の

別記様式第十七号の二中 Щ を

別記様式第三十六号の三、別記様式別記様式第二十三号別紙2中「凸」 別記様式第三十七号の二、 を削る。 別記様式第三十八号、

> 下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県生活保護法施行細則(以 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、県生活保護法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。 1 \mathcal{O} 別記様式第五十一 間 この規則は、 適宜補正して使用することができる。 K 令和三年四月一日から施行する。 号、 殆 別記様式第五十四号及び別記様式第五十五号中

号から別記様式第四十七号までの規定中 別記様式第四十八号中 「印」を削る。

式第三十八号の四、

別記様式第三十九号、

別記様式第四十一号及び別記様式第四十五

					果
					28
	男	男	男	男	弃
	•	•	•	•	5
	女	女	女	女	別
_			を		

に改め、 一円」を削る。

をここに公布する。 社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則の一部を改正する規則

令和三年三月三十一日

群馬県規則第八十九号

に改める。

別記

様

規則 社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則の一部を改正する

群馬県知事 Ш 本

太

を削る。

当 分

第四十四号)の一部を次のように改正する。 社会福祉法の規定による無料低額宿泊所の届出に関する規則 (令和二年群馬県規則

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中 Ē を削

ぁ の規則は、 令和三年四月一日から施行する。

:馬県老人福祉法施行細則 令和三年三月三十一日 の 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本

太

群馬県規則第九十号

正する。 群馬県老人福祉法施行細則 [県老人福祉法施行細則(平成五年群馬県規則第五十号)群馬県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 の 部を次のように改

ようとする者の登記事項証明書、条例等」以 別記様式第二十三号中「四」を削り、 別記様式第一号から別記様式第二十二号までの規定中「四」を削る。 第二十条中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改める。 「条例、定款その他の基本約款」 を 一設置

市場調査等による入居者の見込み

職員の配置の計画 を「7 職員の配置の計画」 に

10 老人福祉法第29条第5項」や「8 老人福祉法第29条第9項」 に改め、

入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該 定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の 内容 入居契約に損害賠償額の予定 は、その内容 (違約金を含む。) に関する定めがある C+ C+ を

10 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容」 に、

に「(市場調査等に 別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号中「宍」を削る。「16」を「15」に、「17」を「16」に改め、「淀皿浴玂財びに」 「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に改め、 よる人居者の見込みを含む。)」を加え、 を削る。 「収対評画書」の次

3 2 則」という。)の規定により提出されている書類は、 - ^ ^ ファルテルニヒより是出されている書類は、改正後の群馬県老人福祉法施この規則の施行の際現に改正前の群馬県老人福祉法施行細則(以下「改正前の規この規則は、令和三年四月一日から施行する。附 則 ·細則(以下「改正後の規則」という。)の規定により提出されたものとみなす。 この規則の施行の際現に改正前の規則により作成されている用紙があるときは、

> 群馬県美容師法施行細則 の 部を改正する規則をここに公布する。

改正後の規則の規定にかかわらず、

当分の間、

適宜補正して使用することができる。

令和三年三月三十 一 日

群馬県知事

Ш

本

太

群馬県規則第九十一号

群馬県美容師法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 群馬県美容師法施行細則 (平成十二年群馬県規則第九十七号) の 一 部を次のように

第三項を次のように改める。 第三条第二項中「に対し」の下に「、一年以内の有効期間を付して」を加え、

3 ならない。 健所長に美容師出張業務届出事項変更届(別記様式第三号の二)を提出しなければて、第一項の美容師出張業務届により届け出た事項を変更しようとするときは、保 前項の美容師出張業務届出済証の交付を受けた美容師は、その有効期間内にお

場合」の下に「(新たに理容修得者課程を設ける場合を含む。 別記様式第二号注以外の部分中 第七条の表指定省令第五条第二項(新たに養成課程を設ける場合に限る。)の)」を加える。 項

(表面) 美 美 俗 俗 霍 緸 H \mathbb{H} 戕 患 翭 揣 籡 籡 国 国 に、 を

届出者」を 「届出者(注1)」

携帯品の種類 及 び 数 量	出張業務をする 理 由
-	
 - を	È.

同様式注を削 ŋ, 同 様式に裏面として次のように加える。 出張業務をする理由

に改

(裏面) 携帯品、消毒設備等の概要 (注2)	
1 携帯品、消毒設備等の管理 □開設し、又は従業する美容所の管理する物品(設備、備品、用品等)を使用すまた、出張美容に使用することについては、当該美容所の開設者の承諾を得る。	
□上記以外	
2 携帯品、消毒設備等の内容(注3)	
(1)携帯品の種類及び数量	
(2)消毒済みの器具及び布片の保管及び携帯方法 器具:□蓋付きケース □シザーケース □その他(布片:□プラスチックケース □密封袋 □その他()
(3)使用済みの器具及び布片の保管及び携帯方法 器具:□蓋付きケース □シザーケース □その他(布片:□プラスチックケース □密封袋 □その他(*消毒済みと使用済みの区別の方法 □標示をする □色を変える □その他()
(4)器具の消毒方法 ① かみそり(頭髪のカットのみの用途に使用するかみそりを除く。)及びかそり以外の器具で血液の付着している(その疑いのあるものを含む。)器具□煮沸 □エタノール水溶液 □次亜塩素酸ナトリウム水溶液② ①以外の器具□煮沸 □エタノール水溶液 □次亜塩素酸ナトリウム水溶液□逆性石けん □紫外線照射 □その他(
(5)消毒設備等の保有状況 ① 設備、器具等 □煮沸消毒器 □蒸気消毒器 □紫外線消毒器 □消毒用バット()個 □2つビン()個 □メスシリンダー()m1 □その他() ② 薬品 □消毒用エタノール □次亜塩素酸ナトリウム □逆性石けん□その他()	

- 注1 法人等の団体が美容師に代わり届出を行う場合は、届出者としてその所在地、名称、 電話番号及び代表者氏名を記載すること。
 - 2 □は、該当するものにレ点を記入するか又は塗りつぶすこと。(☑、■)
 - 3 美容所に従業する美容師(開設者を含む。)が、当該美容所の開設者の承諾を得て、 美容所の管理する物品を使用する場合にあっては、「2 携帯品、消毒設備等の内容」 の記載を省略することができる。

別記様式第3号の2 (規格A4) (第3条関係)

		保	: 健 所	長あて	美容師出張	長業務届	出事項3	変更届	(注1)		年	月	目
							住 氏	斉(注 2 所 名 話	2)				
					写項の変更に 届け出ます。		、群馬	県美容日	師法施行	細則領	第 3 章	条第3	項の規
変	更		事	項									
変	更		内	容									
変	更	年	月	日									
備				考									

- 注1 この様式は、美容師出張業務届出済証の有効期間内に行う出張について、その内容の変更を届け出る場合に用いること(美容師出張業務届出済証の<u>有効期間満了後に行う出</u> 張について届出を行う場合は、美容師出張業務届(別記様式第2号)を用いること。)。 2 法人等の団体が美容師に代わり届出を行う場合は、届出者としてその所在地、名称、
 - 電話番号及び代表者氏名を記載すること。

を

別記様式第十号(第一面)中「曰」を削り、別記様式第六号、別記様式第八号及び別記様式第九号中「臼」を削る。別記様式第五号中「臼」を削り、「画沺」を「海沺」に改める。別記様式第四号(第一面)中「臼」を削る。 通 信 課 程 (理容修得者) $\Box \triangleright$ 闽 昼 間 課 程 (理容修得者) 回 X 奁 X 漸 闸 夜 間 課 程 (理容修得者) 同様式 高運 間 課(通常) (<u>)</u> (<u>)</u> 噩 噩 誤部 誤割 (第二面) 誤 誤 誤 TILL! 觟 缹 笳 分 1111 簱 毰 缹 分 入学定員 学級数 を次のように改める。 学後 後 学後 学後 学後 生徒の定員及び学級数 (定員) \mathbb{H} 定量 <u>%</u> <u>*</u> <u>%</u> <u>%</u> 蓰 9 同時に授業を行う生徒の数 (学級ごとの定員) 同時授業を行う学級数 (学級ごとの定員) 定 \mathbb{I} 学級 外後 学級 学後 学級数 学後 <u>₩</u> <u>%</u> <u>%</u>

に改

区 分	(注	1)			入月	行資 格		
()	課程)						
()	課程)						
()	課程)						
<u>X</u>		分	入所の	時期			修業期間	
()	課程)	毎年	月				年
()	課程)						
()	課程)						
X		分			卒業認	定の基準		
()	課程)						
()	課程)						
()	課程)						
\vec{x}		分	入学料		授業料	(月額)	実習費	(月額)
()	課程)						
()	課程)						
()	課程)						

垂 校

鬱 **□**III

9

푘

9

総

国

旗

삒

亩

力

捝

管理美容師名

通関補

誤す

觟 薄

臣

#

課程修了の認定方法

に改める。

別記様式第十号 (第三面)

中

通関補 臣 課す # 毰 にる項 課程修了の認定方法 養成を行う地域

美ル選 総容実習のモデレと なる者の 展 定 方 法

単位数 (注2)

を

|X|

東の

務実

無力

習法

時期

掘所

年 間時間数

涶

夜

闸

描

4 41

ル行

まう

使実

用習

罪

撫

掘所

举

侠

に、

にる項 岩 鉄骨造 通信養成を行う地域 光 \mathbb{B}^{5} **X** ₩ みの街 B N 9 쇰

霜

華

B₂)

「寄付行為」を「智程」に、「(注)」 う収支予算を記載した書類」や) 」を「(注2)」に、 「部降行為」に、「11 Г17 18 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予 美容師養成施設の設立、指定申請に係る法人の 養成課程ごとの教科課程」や「11 教科課 「17 指定後2年間の財政計画及びこれに伴 通信課程」 に、 「19 通信課

算を記載した書類 意思決定を証する書類」 以、「18 通信課程」や「19 通信課程 程」を「20 通信課程」以的必、「場合にあっては、」の次以 課程の生徒の定員及び学級数並びに」を示え、「入所者数」を「入所状況」に、「注 養成課程の区分(昼間、夜間、通信の別)、通常課程、修得者課程の別を記載する 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、 総授業時間数」を 「同時授業を行う養成 |注1

認申請書 (注) 」に改め、 別記様式第十一号 (表面) 中「生徒定員増加等承認申請書」を 「印」を通り、 「生徒定員増加等

	:
水 画 計	(名)
外画	(名)
浴	

_								
	区分	昼間課程 (通常)	昼間課程 ^(理容修得者)	夜間課程 (通常)	夜間課程	通信課程 (通常)	通信課程 ^(理容修得者)	□
	入学 定員	名						
一条	定員	名						
更前	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	名 (学級)						
	入学 定員	名						
一条	定員	名						
芝 更 後	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	名 (学級)						

	罪	誤	誤		
1	益	益	盐	谷	/
()	() A . I is	(A)	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	学級数 (定員)	変
学級 名)	学 後 名)	学 後 (名	学 後 (名	~ ~	
学級	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	回時授業を 行う学級数 ^(学級ごとの定員)	更前
学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級数 (定員)	変更
学級	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	同時授業を 行う学級数 ^(学級ごとの定員)	後

を

(裏面)

添付書類

- 1 過去3年間における生徒の入所状況を記載した書類
- 2 生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の教員の数、氏名及び 担当課目並びに専任又は兼任の別を記載した書類
- 3 新たな教員の履歴書
- 4 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 5 学則
- 6 変更前及び変更後の付近の見取図並びに建物の配置図及び平面図
- 7 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積を記載した書類
- 8 変更前及び変更後の設備の状況を記載した書類
- 9 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
- 10 設立者の資産状況
- 11 法人の定款、寄附行為等
- 12 変更に係る法人の意思決定を証する書類
- 13 通信課程に係る生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法を記載した書類
- 注 本様式は、次の事項を変更しようとする場合に使用すること。
 - ・生徒の定員(定員を増加する場合に限る。)
 - ・校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

別記様式第十二号(第一画)中「養成課程設置承認申請書」を「養成課程設置承認申請書(注1)」に改め、「印」を配り、「(昼間・夜間・通信)課程」を「美容師養成施設に()課程」に、

	$\overline{}$	×	新養入	□⊳		1	X	
区分(注2) () 課程 () 課程 () 課程 () 課程	新たり	\(\alpha\)	新たに設置する 髪 成 課 程 の へ 所 資 格	# #			x 分	
人 宗 司 司 A	毎年 	新たに設置する養成課程の 入 所 時 期 毎年 月		学級(学級(学級(学級数 (定員)	新たに設置す
で	: 月 :	する養成課程 時 : 月		名)	名)	名)		する養成課
定員 同時に授業を行う生徒の数 (学級ごとの定員) 名 名 名	毎年 月 新たに設置する養成課程の生徒の定員及び学級数	望の 新たに設置する養成課程の期 期 修業期間 年		学後	学級(学級(同時授業を行う学級数(学級ごとの定員)	新たに設置する養成課程の生徒の定員
計 6 数 数	年	文課程の 間 年			名)	名)	の定員)	
に 改	<u>_</u>		を					
		選			_	め、「		

		_					影響
乗			-	」め、			
無暍」に改め、			X	同様式		() 課程	冈
同様式 _			分	(第二面)	無程	稚	分
式 (第三面)		を		中 「			新たに 入 F
面)を変		(X		毎年	毎年	. 設置する表 所 の
を次のように改める。)課程)) 課程)	分		月	月	新たに設置する養成課程の 入 所 の 時 期
改める。	-	い、「その他美容実習」を「3			年	年	新たに設置する養成課程の 修 業 期 間
		実務					

(第3面)

添付書類等

- 1 新たに設置する養成課程の教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別を記載した書類
- 2 新たに設置する養成課程の教員の履歴書
- 3 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 4 新たに設置する養成課程の教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の 目録
- 5 学則
- 6 新たに設置する養成課程の教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数(注3)を記載した書類
- 7 新設前及び新設後の付近の見取図並びに建物の配置図及び平面図
- 8 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積を記載した書類
- 9 新たに設置する養成課程の設備の状況を記載した書類
- 10 設立者の資産状況を記載した書類
- 11 美容師養成施設の経営方法を記載した書類
- 12 設置後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
- 13 法人の定款、寄附行為等
- 14 設置に係る法人の意思決定を証する書類
- 15 通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の授業の方法を記載した書類
- 16 通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の通信養成に使用する 教材
- 注1 本様式は、新たに養成課程を設置しようとする場合 (新たに理容修得者課程を設置しようとする場合を含む。) に使用すること。
 - 2 養成課程の区分(昼間、夜間、通信の別)、通常課程、修得者課程の別を記載すること
 - 3 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	レを記入す	[該当箇所に]	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	単は様で		の教科課目と	理容師養成施設	<u>=</u> thr	通信課程	夜間課程	昼 間 課 程	区分		ン イ ン	レを記入す	(該当箇所に)	コン数弁界口	は	本	生は世界を変形を	理容師養成施設
□ 美容師養成施設。 る。)	□ 美容師養成施設の運営管理	□ 美容師養成施設の文化論	□ 美容師養成施設の香粧品化学	□ 美容師養成施設の保健	□ 美容師養成施設の衛生管理	□ 美容師養成施設の関係法規・		学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級数 (定員)	同時授業を行う養用	(選択必修課目名:	目に限る。)	□ 美容師養成施設の選択必修課目	□ 美容師養成施設の美容の物理	□ 美容師養成施設の美容保健	□ 美容師養成施設の衛生管理	□ 美容師養成施設。	
美容師養成施設の選択課目(同時授業を行うことが可能な課目に限	の運営管理	の文化論	の香粧品化学	の保健	の衛生管理	の関係法規・制度		後後	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	同時授業を行う学級数(学級ごとの定員)	同時授業を行う養成課程の生徒の定員			の選択必修課目(同時授業を行うことが可能な課	の美容の物理・化学	の美容保健	の衛生管理	美容師養成施設の関係法規・制度	
		i.	こ 女					_	•	•	u.	•		を							

め、 同様式(裏面)を次のように改める。

(選択課目名:

(裏面)

		同時	授業を	行う養	成課程	の生徒の	の定員及び学級数
区分	理	容	美	容	同時	授業	同時授業を行う学級数
	入学 定員	定員	入学 定員	定員	入学 定員	定員	(学級ごとの定員)
昼間課程 (通常)	名	名	名	名	名	名	学級 (名)
昼間課程 (修得者)							
夜間課程 (通常)							
夜間課程 (修得者)							
通信課程 (通常)							
通信課程 (修得者)							
合計							

添付書類

- 1 過去2年間における生徒の入所状況を記載した書類
- 2 変更前及び変更後の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別を記載した 書類
- 3 同時授業を行う養成課程の新たな教員の履歴書
- 4 学則
- 5 変更前及び変更後の施設の各室の用途、面積並びに建物の配置図及び平面図 (注)
- 6 通信課程の実施にあっては、通信養成を行う地域及び授業の方法を記載した書類
- 注 同時授業を行うために施設の各室の用途変更を行う場合は、添付書類5を添付すること。普通教室の併用以外の用途変更を行う場合は、添付書類5に加え、次の書類を添付すること。
 - 1 変更前及び変更後の設備の状況
 - 2 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
 - 3 法人の定款、寄附行為等
 - 4 法人の意思決定を証する書類
 - 5 設立者の資産状況を記載した書類
 - 6 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し

別記様式第十五号中「四」を削り、圧する端ゆや呼ば。)」を加える。 ₩戦・」を加え、 別記様式第十四号中「印」を削り、 「廃止する場合」 の 一の一部・」 次に (理容修得者課程の一部又は全部を廃 の次に「理容修得者課程の一部又

名

名

企

- 0 設立者又は美容師養成施設の長の変更の場合にあっては、新たに設立者 又は長となった者の履歴書(法人又は団体にあっては、定款、寄付行為等) 担当だしだ
- 教員の新たな採用に係る変更の場合にあっては、その者の履歴書、 課目及び専任又は兼任の別並びに変更前及び変更後の教員の数を記載

を

- 0
- 「1 美容師養成施設の長の変更の場合にあっては、新たに長となった者の履歴書 2 設立者の住所又は氏名(法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の住所者しくは氏名)の変更の場合にあっては、設立者の履歴書(法人にあっては、定款、寄附行為等) 3 教員の変更(担当課目の変更、専任又は兼任の別の変更を含む。)の場合にあっては、変更の生じた教員の氏名、担当課目及び専任又は兼任の別並びに変更前及び変更後の教員の数を記載した書類 4 教員の新たな採用又は教員の担当課目の追加に係る変更の場合にあっては、その者の履歴書 5 美容師養成施設の名称、所在地、学級数、入所資格、入所の時期、教科課程、卒業認定の基準又は通信課程における通信養成を行う地域の変更の場合にあっては、空則 場合にあっては、学則 6 入学料等の額の変更の場合にあっては、変更後 2 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類並びに学則 7 通信教材の内容の変更の場合にあっては、当該通信教材

に改

め る。 別記様式第十七号(表面)別記様式第十六号中「臼」 中 を削る。 を削り、

夜間	回	×	
鰈	鰈		/
推	偛	谷	
学後	(学級数 (定員)	変更
学後	学級 (名)	同時授業を 行う学級数 (学機ごとの定員)	更前
学級	学級 (名)	学級数 (定員)	変更
学級	学級 (名)	同時授業を 行う学級数 ^(学級ごとの定員)	後

									, <u> </u>		
	通信	通信		核晶	程] [理]	母 記	X				通
	通信課程	通信課程	夜間課程	夜間課程	化間課程	間課(通常)					TILL
#	鱼	佈	一种	曲	一曲	群	谷				誤
						谷	入学 定員			<u> = </u>	盐
						8	定員	一次	-	(
							同時に授募 の数(学級 (学級	更前	į	学名級)	。 後 (A
						学後)	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	ÍÍ		Τij	₩ 1 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
						<u>%</u>	入 全 員			学後	学名 一級 (
						俗	定員	1001	-		
						~	同時に	変更	Ţ	学名後(学級名)
						₩.	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	溆			(
						学級)	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)			学後	学後()

め、 した書類」 同 様式 を (裏面) ω 4 中「3 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載 設立者の資産状況 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書

杠 に改める。

1 年四月三十日から施行する。 様式第三号の改正規定並びに同様式の次に次の一様式第三号の改正規定並びに同様式の次に次の一 附 則 様式を加える改正規定は、 第三条、 ぶえる改正規定は、令和三別記様式第二号及び別記

この規則の施行 (前項ただし書に規定する改正規定にあっては、 同項ただし書

を

2

3

類は、改正後の群馬県美容師法施行細則の相当規定により提出され、又は交付され(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている書規定による施行をいう。以下同じ。)の際現に改正前の群馬県美容師法施行細則 たものとみなす。

の間、適宜補正して使用することができる。3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、 当分

令和三年三月三十一日 群馬県理容師法施行細則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布する。

太

群馬県知事 Ш 本

群馬県規則第九十二号

改正する。 ;馬県理容師法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十八号) 群馬県理容師法施行細則の一部を改正する規則 の 一 部を次のように

第三項を次のように改める。第三条第二項中「に対し」 の下に「、一年以内の有効期間を付して」を加え、 同

健所長に理容師出張業務届出事項変更届(別記様式第三号の二)を提出しなければて、第一項の理容師出張業務届により届け出た事項を変更しようとするときは、保 前項の理容師出張業務届出済証の交付を受けた理容師は、その有効期間内におい

中

届出者」 携及 丑出 (表面) 張業務をす 能 グ마 の対象を を 居出者 io ⊞ 類量 (注 出 型 1 俗 俗 _ 震 霍 に、 \mathbb{H} \mathbb{H} 張 患 牃 辮 箊 箊 囯 囯 _ を を に、

出張業務をする 理 由

様式注を削

り、 同

一様式に裏面として次のように加える

に改

(裏面) 携帯品、消毒設備等の概要 (注 2)	
1 携帯品、消毒設備等の管理 □開設し、又は従業する理容所の管理する物品(設備、備品、用品等)を使用 また、出張理容に使用することについては、当該理容所の開設者の承諾を る。	
□上記以外	
2 携帯品、消毒設備等の内容(注3)	
(1)携帯品の種類及び数量	
(2)消毒済みの器具及び布片の保管及び携帯方法 器具:□蓋付きケース □シザーケース □その他(布片:□プラスチックケース □密封袋 □その他()
(3)使用済みの器具及び布片の保管及び携帯方法 器具:□蓋付きケース □シザーケース □その他(布片:□プラスチックケース □密封袋 □その他(*消毒済みと使用済みの区別の方法 □標示をする □色を変える □その他()
(4)器具の消毒方法 ① かみそり(頭髪のカットのみの用途に使用するかみそりを除く。)及でそり以外の器具で血液の付着している(その疑いのあるものを含む。)をでは、 □ 煮沸 □ エタノール水溶液 □ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液② ①以外の器具□ 煮沸 □ エタノール水溶液 □ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液□ 逆性石けん □紫外線照射 □ その他(器具
(5)消毒設備等の保有状況 ① 設備、器具等 □煮沸消毒器 □蒸気消毒器 □紫外線消毒器 □消毒用バット()個 □2つビン()個 □メスシリンダー()m1 □その他(② 薬品 □消毒用エタノール □次亜塩素酸ナトリウム □逆性石けん □その他())

- 注1 法人等の団体が理容師に代わり届出を行う場合は、届出者としてその所在地、名称、 電話番号及び代表者氏名を記載すること。
 - 2 □は、該当するものにレ点を記入するか又は塗りつぶすこと。(☑、■)
 - 3 理容所に従業する理容師(開設者を含む。)が、当該理容所の開設者の承諾を得て、 理容所の管理する物品を使用する場合にあっては、「2 携帯品、消毒設備等の内容」 の記載を省略することができる。

別記様式第3号の2 (規格A4) (第3条関係)

		保	健所	長あて	里容師 出 張 業 務 届 出 事 項 変	更届(注	1)	年	月	日
					届出者 住 原 氏 電 電 記	所 名				
					項の変更について、群馬県 け出ます。	県理容師法	施行細則	第 3	条第3	項の規
変	更		事	項						
変	更		内	容						
変	更	年	月	日						
備				考						

- 注1 この様式は、理容師出張業務届出済証の有効期間内に行う出張について、その内容の変更を届け出る場合に用いること(理容師出張業務届出済証の<u>有効期間満了後に行う出張</u>について届出を行う場合は、理容師出張業務届(別記様式第2号)を用いること。)。 2 法人等の団体が理容師に代わり届出を行う場合は、届出者としてその所在地、名称、
 - 電話番号及び代表者氏名を記載すること。

別記様式第十号(第一面)中「曰」を削り、別記様式第六号、別記様式第八号及び別記様式第九号中「臼」を削る。別記様式第五号中「臼」を削り、「画沺」を「海沺」に改める。別記様式第四号(第一面)中「臼」を削る。 夜 間 課 程 (美容修得者) 通 信 課 程 (美容修得者) 昼 間 課 程 (美容修得者) $\Box \triangleright$ 回 X 奁 X 漸 夜 漸 闽 同様式 高運 間 課(通常) 噩 噩 誤部 誤割 (第二面) 誤 誤 誤 TILL! 觟 簱 笳 分 1111 笳 毰 缹 分 入学定員 学級数 を次のように改める。 学後 後 学後 学後 学後 生徒の定員及び学級数 (定員) \mathbb{H} 定員 <u>%</u> <u>*</u> <u>%</u> <u>%</u> 蓰 9 同時に授業を行う生徒の数 (学級ごとの定員) 同時授業を行う学級数 (学級ごとの定員) 定 \mathbb{I} 外後 学級 学級 学後 学級数 学後 <u>₩</u> <u>%</u> <u>%</u> に改 を

区分(注	1)		入	所資格		
()	課程)					
()	課程)					
()	課程)					
区		分	入所の時	期		修業期間	
()	課程)	毎年	月			年
()	課程)					
()	課程)					
区		分		卒業認	尼定の基準		
()	課程)					
()	課程)					
()	課程)					
X		分	入学料	授業料	∤ (月額)	実習費	(月額)
()	課程)					
()	課程)					
()	課程					

別記様式第十号 通関補 臣 誤す # 毰 にる項 (第三面

課程修了の認定方法 養成を行う 中 地域

を

闽

|X|

通関補 垂 校 東の -4理ル選 18容実習のモデレとなる者の 展 定 方 法 務実 푘 4 41 柩 **IIII** 臣 9 ル行 拖 誤す 9 総 無力 まう # 觟 冓 使実 国 にる項 汕 旗 置法 用置 鉄骨造 빻 時期 課程修了の認定方法 罪 通信養成を行う地域 管理理容師名 举 撫 侠 亩 力 捝 土造 B 揚所 揚所 **X** ₩ その街 B 単位数 (注2) 年期間 N 9 間数 쇰 B₂) 垂

に、

学级

学名級)

涶

檢

算を記載した書類 意思決定を証する書類」 程」や「20 通信課程」 う収支予算を記載した書類」や 程」に、「(注)」 番付行巻」を 「壽附行為」に、「11 「春附行為」に、「11 に、 「18 Г17 18 通信課程」を「19 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予 理容師養成施設の設立、指定申請に係る法人の 養成課程ごとの教科課程」や「11 教科課 「17 指定後2年間の財政計画及びこれに伴 通信課程」 に、 [19 通信課

っては、総授業時間数」や 「注 1 。 課程、修得者課程の別を記載するこ 総授業時間数 , C 養成課程の区分(昼間、夜間、通信の別)、通常 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあ に改める。

「20 通信課程」以、

Ţ Ä

単位により行うことが困難な理容師養成施設にあ

別記様式第十一号(表面) 認申請書 に改め、 듄 中 「生徒定員増加等承認申請書」 や証り、 を |生徒定員増加等

変

浬

檉

変

浬

後

昼間課程 闽 漸 夜間課程 |X|(美容修得者) (美容修得者) (通常) . 間課 (通常) 信課(通常) 笳 监 缹 X 人学 買 析 殆 変 同時に授業を行う生徒の数(学級ごとの定員) 更 (学級数) 害 名(総計 人 軍 軍 鱼 定員 殆 変 同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) 浬 (学後数) 箛 名(後計

噩 噩 誤 誤 誤 TIII. 分 笳 笳 瓵 学級数 (定員 学名級) 学名級) 学名級(学名級(同時授業を 行う学級数 (学級ごとの定員) 学名級(学名級) 学名級) 外後 学級数 (定員 学名級(学名級(学名級(学名級) 同時授業を 行う学級数 (学級ごとの定員)

同 様式 (裏面) を次のように改める。

め

±##

闽

課程

(美容修得者)

に改

を

学名級)

学名級)

(裏面)

添付書類

- 1 過去3年間における生徒の入所状況を記載した書類
- 2 生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の教員の数、氏名及び 担当課目並びに専任又は兼任の別を記載した書類
- 3 新たな教員の履歴書
- 4 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 5 学則
- 6 変更前及び変更後の付近の見取図並びに建物の配置図及び平面図
- 7 変更前及び変更後の施設の各室の用途及び面積を記載した書類
- 8 変更前及び変更後の設備の状況を記載した書類
- 9 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
- 10 設立者の資産状況
- 11 法人の定款、寄附行為等
- 12 変更に係る法人の意思決定を証する書類
- 13 通信課程に係る生徒の定員を増加する場合にあっては、変更前及び変更後の通信養成を行う地域及び授業の方法を記載した書類
- 注 本様式は、次の事項を変更しようとする場合に使用すること。
 - ・生徒の定員(定員を増加する場合に限る。)
 - ・校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

新たに設置する養成課程の 修 業 期 間

併

併

令和34	丰3月3	3 1 日	(水)		4	汗	示	郑					7	ラ タ	١ (第1	8号)
() 課程	() 課程	区 分		() 課程	()課程	区分(注2)	新た			网分	新たに設置する 養成課程の 入所資格				国 分	_	養成施設に()	西淵岬(注1)」に別記様式第十二号
		新たい			谷	入学定員	新たに設置する養成課程の生徒の定員及び学級数	毎年	毎年	新たに設置する養成課程の 入 所 時 期		学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級数 (定員)	新たに設置する養成課程の生徒の定員	課程」に、	で改め、「吾」をっ(第一面)中 一
		に設置する養用			仫	定員 同時に	課程の生徒の	月	月	養成課程の 時 期						養成課程の生		養成課程設置 売り、「(昼
		新たに設置する養成課程の入所資格			各	同時に授業を行う生徒の数 (学級ごとの定員)	定員及び学級数			新たに設置する養成課程の 修 業 期 間		学級	学級(学級(同時授業を行う学級数(学級ごと	:徒の定員		請書(注1)」に改め、「印」を削り、「(厨間・夜間・通信)課程」を「理容師別記様式第十二号(第一面)中「養成課程設置承認申請書」を「養成課程設置承認
					平	学		单	年				名)	名)	との定員)			養成課程設置課程」や「理
	<u>[</u>	こ <u></u> 数							Viu	.	<u>を</u>			\.				[本認]
									米留」に改め、 同様	-		区分		め、同様式(第二面)	() 課程		() 課程	区分
									同様式(第三面) を沙のように改める		を () 課程 ()	风分		中	毎年 月		毎 年 日	新たに設置する養成課程の 入 所 の 時 期
									さなる	,	Ιζ	-						新修にた

以、「その他理容実習」や「実務

(第3面)

添付書類等

- 1 新たに設置する養成課程の教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別を記載した書類
- 2 新たに設置する養成課程の教員の履歴書
- 3 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し
- 4 新たに設置する養成課程の教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の 目録
- 5 学則
- 6 新たに設置する養成課程の教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数(注3)を記載した書類
- 7 新設前及び新設後の付近の見取図並びに建物の配置図及び平面図
- 8 新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積を記載した書類
- 9 新たに設置する養成課程の設備の状況を記載した書類
- 10 設立者の資産状況を記載した書類
- 11 理容師養成施設の経営方法を記載した書類
- 12 設置後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
- 13 法人の定款、寄附行為等
- 14 設置に係る法人の意思決定を証する書類
- 15 通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の授業の方法を記載した書類
- 16 通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の通信養成に使用する 教材
- 注1 本様式は、新たに養成課程を設置しようとする場合 (新たに美容修得者課程を設置しようとする場合を含む。) に使用すること。
 - 2 養成課程の区分(昼間、夜間、通信の別)、通常課程、修得者課程の別を記載すること。
 - 3 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、総授業時間数

\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	レを記入す	該当箇所に		が推り、推り、推り、		の教科課目と	美容師養成施設		通信課程	夜間課程	昼 間 課 程	区分		X 1	レを記入す	(該当箇所に)	: 数 注 取	が発生が	平 流 排 港	の整体はア	主 恣語 幕
□ 理容師養成施設の	□ 理容師養成施設の運営管理	□ 理容師養成施設の文化論	□ 理容師養成施設の香粧品化学	□ 理容師養成施設の保健	□ 理容師養成施設の衛生管理	□ 理容師養成施設¢		学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級 (名)	学級数 (定員)	同時授業を行う養质	(選択必修課目名:	目に限る。)	□ 理容師養成施設の選択必修課目	□ 理容師養成施設。	□ 理容師養成施設の理容保健	□ 理容師養成施設の衛生管理	□ 理容師養成施設の	
理容師養成施設の選択課目(同時授業を行うことが可能な課目に限る。))運営管理)文化論)香粧品化学)保健	5衛生管理	理容帥養成施設の関係法規・制度		学級	学級(名)	学級 (名)	学級 (名)	同時授業を行う学級数(学級ごとの定員)	養成課程の生徒の定員			の選択必修課目(同時授業を行うことが可能な課	理容師養成施設の理容の物理・化学	D理容保健)衛生管理	理容師養成施設の関係法規・制度	
		l,	こ 女											を							

め、同様式(裏面)を次のように改める。

(選択課目名:

27

(裏面)

		同時:	授業を	行う養	成課程	の生徒の	の定員及び学級数
区分	理	容	美	容	同時	授業	同時授業を行う学級数
	入学 定員	定員	入学 定員	定員	入学 定員	定員	(学級ごとの定員)
昼間課程 (通常)	名	名	名	名	名	名	学級 (名)
昼間課程 (修得者)							
夜間課程 (通常)							
夜間課程 (修得者)							
通信課程 (通常)							
通信課程 (修得者)							
合計							

添付書類

- 1 過去2年間における生徒の入所状況を記載した書類
- 2 変更前及び変更後の教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別を記載した 書類
- 3 同時授業を行う養成課程の新たな教員の履歴書
- 4 学則
- 5 変更前及び変更後の施設の各室の用途、面積並びに建物の配置図及び平面図 (注)
- 6 通信課程の実施にあっては、通信養成を行う地域及び授業の方法を記載した書類
- 注 同時授業を行うために施設の各室の用途変更を行う場合は、添付書類5を添付すること。普通教室の併用以外の用途変更を行う場合は、添付書類5に加え、次の書類を添付すること。
 - 1 変更前及び変更後の設備の状況
 - 2 変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類
 - 3 法人の定款、寄附行為等
 - 4 法人の意思決定を証する書類
 - 5 設立者の資産状況を記載した書類
 - 6 建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し

別記様式第十五号中「四」を削り、圧する端ゆや呼ば。)」を加える。 ₩戦・」を加え、 別記様式第十四号中「印」を削り、 廃止する場合」 の 一の一部・」 次に「(美容修得者課程の一部又は全部を廃 の次に「美容修得者課程の一部又

0 設立者又は理容師養成施設の長の変更の場合にあっては、 又は長となった者の履歴書 (法人又は団体にあっては、定等) 教員の新たな採用に係る変更の場合にあっては、その者の履歴書、 課目及び専任又は兼任の別並びに変更前及び変更後の教員の数を記載 は、新たに設立者 定款、寄付行為 担当だしだ

書類

を

理容師養成施設の名称、所在地、学級数、入所資格、入所の時期、教科課程、卒業認定の基準又は通信課程における通信養成を行う地域の変更の場合にあっては、学則 、入学料等の額の変更の場合にあっては、変更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類並びに学則 、通信教材の内容の変更の場合にあっては、当該通信教材

0

「1 理容師養成施設の長の変更の場合にあっては、新たに長となった者の履歴書 歴書 整立者の住所又は氏名(法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の住所若しくは氏名)の変更の場合にあっては、設立者の履歴書(法人にあっては、定款、寄附行為等) 3 教員の変更(担当課目の変更、専任又は兼任の別の変更を含む。)の場合にあっては、変更の生じた教員の氏名、担当課目及び専任又は兼任の別並びに変更前及び変更後の教員の数を記載した書類 4 教員の新たな採用又は教員の担当課目の追加に係る変更の場合にあっては、その者の履歴書 5 理容師養成施設の名称、所在地、学級数、入所資格、入所の時期、教科課程、卒業認定の基準又は通信課程における通信養成を行う地域の変更の場合にあっては、学則 場合にあっては、学則 6 入学料等の額の変更の場合にあっては、変更後2年間の財政計画及びこれに伸う収支予算を記載した書類並びに学則 7 通信教材の内容の変更の場合にあっては、当該通信教材

に改

る。

ᄪ

別記様式第十六号 (表面) 中 三 を削り 8

			-
夜	闸	×	/
픨	픨		
罪	祟		
益	益	分	
(学)	学級 (名)	学級数 (定員)	変更
(全)	学級 (名)	同時授業を 行う学級数 ^(学級ごとの定員)	画前
(((((((((((((((((((学級 (名)	学級数(定員)	変更
(学級 ()	学級 (名)	同時授業を 行う学級数 ^(学級ごとの定員)	承後
	È		

												_
									٠.			
,	通信 (_{美容信}	通信	夜間課	夜間 (通	昼間	昼間	×) 順	
	自信課程 _(美容修得者)	通信課程 ^(通常)	夜間課程 _(美容修得者)	夜間課程 ^(通常)	昼間課程	間課程 (通常)	分				信課	
						名	入学 定員			-	#	L
						名	定員	焱))	
						(同時に授業 の数(学級 (学	更 前		学 名)	学 後 (名	
						名 学級)	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	ij		子	(全	
						谷	人 東 員			学後	学名級(_
						各	定員	<u> </u>				
						(同時にの数(学	変更		平後(名)	学名級(
						名 学級)	同時に授業を行う生徒 の数(学級ごとの定員) (学級数)	浚			(
						名	う生徒 定員)			学級	学名級)	

め、 扩 同 様式 (裏面) 中 ω 変更後 0 年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記 典

.書類」 に改める。 を ω 4 設立者の資産状況 変更後2年間の財 更後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した 1

鬥 別記様式第十七号中 Ē を削

1 年四月三十日から施うする。様式第三号の改正規定並びに同様式の次に次の様式第三号の改正規定並びに同様式の次に次の1.この規則は、公布の日から施行する。ただし、 公布の日から施行する。ただし、 様式を加える改正規定は、 第三条、 別記様式第二号及び別記

に改

2 この規則の施行(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書 類は、改正後の群馬県理容師法施行細則の相当規定により提出され、又は交付され類は、改下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている書規定による施行をいう。以下同じ。)の際現に改正前の群馬県理容師法施行細則4 この規則の施行(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の4 この規則の施行(前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の5 で たものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、 適宜補正して使用することができる。 当分

群馬県の生活環境を保全する条例施行 令和三年三月三十一日 規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

本 太

群馬県知事 Ш

群馬県規則第九十三号

部を次のように改正する。 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第百九号) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則 の

目次中「第三十五条の五」を「第三十五条の四」に改める。

第十条 第十条を次のように改める。 削除

第二十三条 削除 第二十三条を次のように改める。

条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ第三十八条第一号中「第三十五条第一号」を「第三十四条の二第二号」に改め、同 第三十五条の五を削る。

る。

別記様式第二号を次のように改める。の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を除く。 第四十条中「飲食店営業」の下に「(喫茶店、)」を加える。 サロンその他設備を設けて酒類以外

別記様式第十八号を次のように改める。 迟問薬料郷2坤 悪深

別記様式第18号(第62条関係)

(第1面)

第	号	立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名 生年月日		年 月 日生	写真
年年	月 月	日交付 日限り有効	
群馬贝	具知事	印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- 備考1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査に係る条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は 「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

改正後の同様式の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。2 この規則による改正前の別記様式第十八号による身分証明書は、この規則による 1 の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。 この規則は、 令和三年四月一日から施行する。 ただし、 第三十八条及び第四十条

公布する。 1馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに

令和三年三月三十一日

群馬県規則第九十四号

群馬県知事 Ш 本

太

誤県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。 +

十二条の十一の三の二の項中「第十二条の十一の三の二」を「第十二条の十一の三の二」を「第十条の二十四の二第一項」に改め、同表省令第十二条の十一の三・省令第め、同表省令第十条の二十四・省令第十条の二十四の二の項中「第十条の二十四の条の十の三の二の項中「第十条の十の三の二」を「第十条の十の三の二第一項」に改 の二」を「第五条の五の三の二第二項」に改め、 一第一項」に改める。 第二条の表省令第五条の五の三・省令第五条の五の三の二の項中「第五条の五の三 同表省令第十条の十の三・省令第十

A」に改める。 別記様式第九号から別記様式第十三号の二までの規定中 一氏名

프

を

开

非常災害により当該-じた時期及び地域

·般廃棄物が生

別記様式第十九号中

般廃棄物の処理の開始予定年月

Ш

併

田

Ш

:常災害により当該 た時期及び地域 般廃棄物の処理の開始予定年月 般廃棄物が生 併 \mathbb{H} Ш _ に

備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、 。を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。同様式備考2中「再任利用認冷配」を「只募的冷温認冷配」に改め、同同様式備考2中「再任利用認冷配」を「以募的冷温器 同様式中

Ŋ 廃棄物が生じた時期及び地域について記載すること。また、 省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般 §棄物が生じた時期及び地域について記載すること。また、当該非常災害の被

別記様式第二十号中 災区域内の市町村との処理に係る契約書等を添付すること。

産業廃棄物処理施設の設置許可 付された条件

を

非常災害により当該 生じた時期及び地域 産業廃棄物処理施設の設置許可に 付された条件 一般廃棄物が

に

加える。同 同様式中備考8を備考9とし、 備考7を備考8とし、 備考6の次に次のように

省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般 廃棄物が生じた時期及び地域について記載すること。また、当該非常災害の被 災区域内の市町村との処理に係る契約書等を添付すること (廃止の場合を除

記様式第三十七号中

別 産る 産る 〔業廃棄物処理施設において処理す 、一般廃棄物の種類 業廃棄物処理施設は一般廃棄物の種類 において処理す を

改める。 附

則

を

2 1

れている用紙は、 改正前の群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成さこの規則は、公布の日から施行する。 当分の間、 適宜補正して使用することができる。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令 和三年三月三十一日

群馬県知

事 Ш

本

太

群馬県規則第九十五号

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 0) 部を次のよ

に

条及び別表第四」に改め、同項第三十七号を次のように改める。 別表第一第一号の表手数料の項第三十四号中「第二条の三及び別表第三」

で」に改め、同項第七十五号を次のように改める。 別表第一第一号の表手数料の項第七十四号中「及び別表第六」を「から別表第七ま

七十五 削除

表第四」に改め、同項第三十三号を次のように改める。別表第一の二手数料の項第三十号中「第二条の三及び 「第二条の三及び別表第三」 を「第四条及び別

改め、同項第六十五号を次のように改める。別表第一の二手数料の項第六十四号中「平 三十三 削除 「及び別表第六」を 「から別表第七まで」

六十五 削除

や「承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します」以、「自己又は売りさばき所」や「自己、自己の法 人その他の団体又は売りさばき所」に改める。 別記様式第四号表面中「台」及び「、注号」を削り、別記様式第一号の二中「台」を削る。 同様式裏面中「承諾します」

す」や「承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合に は、指定された期日までに提出します」以、「自己又は売りさばき所」や「自己、自 己の法人その他の団体又は売りさばき所」に改める。 別記様式第四号の二表面中「玛」及び「、 強別」を削り、 同様式裏面中 「承諾しま

び」を削る。 別記様式第四号の三中「円 ₩ 野」を「田 名 に改め、 届出印及

別記様式第十五号中「エー・A・コ」を「エー・A・別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「臼」を削る。別記様式第六号の二から別記様式第八号までの規定中「臼」 ⅰんこことのできます。 を削る。

注1を削

注2を注とする。 る。

別記様式第二十号中「野」を削 則

号の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。の項第三十四号及び第三十七号並びに別表第一の二手数料の項第三十号及び第三十三 この規則は、 令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一 第一号の表手数

める規則をここに公布する。 群馬県公営企業の設置等に関する条例 の 部を改正する条例 の 部の施行期日を定

令和三年三月三十一日

群馬県知 事 Ш 本

太

群馬県規則第九十六号

を

「第四

を定める規則 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 一部の施行期日

第五号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和三年群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 令和三年四月一日とする。 (令和三年群馬県条例

別記様式第八号中「氏 別記様式第七号中

松

프

示

定める。 ◎群馬県告示第百十八号 群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように

令和三年三月三十一日 群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示 群馬県知事 本

太

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程(平成七年群馬県告示第二百六十二

号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「凡 內 別記様式第二号中「(診濟型名) 野」を「田 心」に改める。

吾」を「(診療型的)」に改める。

印」を「取扱業者の所在地及び名称」に改める。 印」や「院(所)長」以、「取扱業者の 哥」を「(苗
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古
(古</p

を 名称 哥」を「緊(所)」に改める。 に改める。

所在地及び名称

別記様式第六号中「路(所)

Ħ

名称

別記様式第五号中「浴(所)炯別記様式第四号中「(描当网部)

野」を「田名」に、 「天名

프

を「圧化」に改める。 「378-8501」に改める。 別記様式第十八号裏中「漸河鄰町1801-40」を「〒2町888」に、 「378-0053」を

附

2

1

みなす。 群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の相当規定により提出されたものと(以下「改正前の規程」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の この告示の施行の際現に改正前の群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程この告示は、公布の日から施行する。

3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により作成されている用紙は、 の間、 適宜補正して使用することができる。 当分

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果 を次のとおり公表する。

令和3年3月31日

 群馬県監査委員
 林
 章

 同
 石
 原
 栄
 一

 同
 井
 田
 泉

 同
 中
 島
 篤

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づ く行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和元年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和2年5月31日まで) 令和2年度会計(令和2年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 地域機関等181機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨に のっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織 及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 2件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 7件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (令和2年12月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎行政県税事務所 (令和3年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田行政県税事務所 (令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 (令和2年12月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

消防学校 (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
近代美術館 (令和2年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林美術館 (令和3年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (令和2年12月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (令和2年11月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (令和3年2月8日)	(注意事項) 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第7条第 1項で、パートタイム会計年度任用職員には通勤に係る費用弁償を支給する こととされており、その通勤に係る費用弁償の額については、群馬県会計年 度任用職員の給与等に関する規則第19条第1項第2号口に定められてい る。 当該機関は、任用した第3種会計年度任用職員1名に対して支給する通勤 に係る費用弁償の額を算定する際、算定の基礎となる通勤距離を誤ったた め、令和2年4月分から同年10月分までの7か月分の通勤に係る費用弁償 の額が32,424円支給超過となっていた。
世界遺産センター (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま男女共同参画センタ	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
(令和2年11月19日)	
女性相談所 (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央児童相談所(令和3年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (令和3年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所(令和3年1月13日)	(注意事項) 群馬県が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随 意契約ができるのは、それぞれ地方自治法施行令で定める場合のみである。 このうち随意契約によることができる場合は、同令第167条の2第1項各 号及び群馬県財務規則第188条各号で規定されており、財産の買入れの場

	合、予定価格の限度額は160万円とされている。 当該機関は、物品の購入に当たり、同一日に同一の3者を相手方とする見 積合せを2回に分けて行い、予定価格の合計額が2,013,440円であ るにもかかわらず、一般競争入札に付さず随意契約を締結していた。	
ぐんま学園 (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎保健福祉事務所 (令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和2年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和2年11月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
衛生環境研究所 (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発達障害者支援センター (令和2年12月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (令和3年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場(令和2年11月24日)	(指摘事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第35条の規定により、収入調 定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、 調定回議書を作成して行うものとするとされている。また、規則第44条第 1項の規定により、歳入を調定したときは、直ちに納入通知書を作成して納 人に送付しなければならないとされている。 当該機関は、令和2年2月3日に調定回議書を作成した5件、計58,8

78円の調定について、納人への納入通知書の送付を失念し、職員が自ら同 年3月30日に納付していた。

(指摘事項)

当該機関は、作業服の購入及び支払に当たり、次のとおり適正を欠くものがあった。

- (1) 群馬県財務規則第64条第1項の規定により、支出負担行為者は、支出負担行為をするときは、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとされているが、別に訓令で定める回議用紙又は物品購入等回議書による支出負担行為の決議を行わずに発注し、相手方に納品させていた。
- (2) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条において準用する同法 第10条の規定により、対価の支払の時期を書面により明らかにしていな い場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日が支払の時期とさ れているが、書面により対価の支払の時期を明らかにしていないにもかか わらず、15日以内に支払を行っていなかった。

なお、群馬県職員被服貸与要領第13条第1項の規定により、所属長は、被服等を貸与したときは、被服等貸与簿を作成し、貸与の状況を明らかにしておかなければならないとされているが、当該機関は、平成30年度及び令和元年度において被服等貸与簿を作成していなかった。

(6) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (令和2年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸技術センター (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農林大学校 (令和3年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (令和3年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (令和2年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所(令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
群馬産業技術センター (令和3年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
繊維工業試験場	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和3年1月28日)	
前橋産業技術専門校 (令和3年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (令和3年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校(令和3年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (令和3年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和3年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡保健福祉事務所 (令和2年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (令和2年12月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和3年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (令和3年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (令和2年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (令和2年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和3年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生保健福祉事務所(令和2年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
館林行政県税事務所 (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
館林保健福祉事務所 (令和2年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(15) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (令和2年12月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (令和3年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター(令和3年2月9日)	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定により、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(令和元年8月21日から令和2年3月17日)までに納付されていない未払診療費について、期限までに督促していないものがあった。 (注意事項) 群馬県病院局行政財産使用料徴収規程第4条第2項の規定により、行政財産を使用する者が使用した電気、水道、ガス等の経費については、同条第1項の使用料の年額に加算して徴収するものとされている。 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産の施設に業務用事務所を設置する者に対し、令和2年3月1日から令和6年3月31日を許可期間とする行政財産の使用許可を行い、同規程第2条により使用料を徴収したが、同規程第4条第2項に定める光熱水費の徴収を事務調査日(令和3年1月25日)現在において行っていなかった。
がんセンター (令和3年1月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(17) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所(令和3年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部教育事務所 (令和3年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (令和3年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (令和3年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部教育事務所 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (令和3年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館(令和3年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

図書館 (令和2年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習センター (令和3年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北毛青少年自然の家 (令和2年12月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
妙義青少年自然の家 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (令和3年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋南高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和3年3月4日)	(注意事項) 所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、報酬等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、運動部活動外部指導員1名に対し、令和2年3月2日に支払

	った謝金から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したが、納付期限が同年 4月10日であったにもかかわらず、事務調査日(令和3年2月16日)現 在まで所轄税務署に納付していなかった。
榛名高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校(令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生南高等学校 (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生西高等学校 (令和3年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和2年11月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和2年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和3年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校(令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校(令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校(令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (令和3年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

太田工業高等学校 (令和2年12月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (令和3年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (令和3年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (令和2年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (令和2年11月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (令和3年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和3年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

万場高等学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (令和3年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬬恋高等学校 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (令和3年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (令和2年11月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (令和3年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (令和2年11月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (令和2年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

[1
桐生特別支援学校 (令和2年12月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (令和3年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校(令和2年12月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田特別支援学校(令和3年3月10日)	(注意事項) 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。) 附則第3条によると、「施行日の前日において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員に限る。) で、施行日においてこの条例の適用を受けることとなるもののうち、施行日以後にその者が受けることとなる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額又は第5条第2項の規定による報酬の月額(以下「給料月額等」という。)が施行日の前日において受けていた報酬の月額に達しないこととなるもの(教育委員会規則で定めるものを除く。) には、給料月額等のほか、その差額に相当する額として教育委員会規則で定める額を給料又は報酬として支給する」こととされている。 当該機関は、令和2年4月1日以降、新たに会計年度任用職員となった介助嘱託員について、条例附則第3条の適用対象外であるにもかかわらず、報酬の月額115,500円を含めた117,000円を報酬の月額として支給しており、その結果、監査基準日(令和2年10月31日)現在において、報酬の月額及び報酬の月額を基に算出する期末手当の支給額が合計15,810円過大となった。
太田高等特別支援学校(令和3年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和2年12月3日)	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、常時必要とする経費を除き、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和2年2月13日に資金前渡された負担金4,000円について、事務調査日(同年11月19日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。
渋川特別支援学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (令和3年2月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和3年2月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
I	I and the second

渡良瀬特別支援学校 (令和3年2月15日)	指摘事項、注意事	事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和3年2月12日)	指摘事項、注意事	事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(18) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東警察署 (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署(令和2年11月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署(令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署(令和2年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和2年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和3年3月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (令和2年11月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (令和2年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和2年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のと おり公表する。

令和3年3月31日

群馬県監査委員 林 章 石 原 栄 一 同 井田 泉 百 中島 篤

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和元年度会計及び令和2年度会計
 - (2) 監査対象機関 県庁等1機関及び地域機関等7機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨に のっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織 及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

特に、工事については、計画、設計、積算、契約、施工及び管理の各段階にわたり、適正に行われているかを 主眼に、技術的見地から監査を実施した。

- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、 帳簿その他の関係書類等の確認を行った。また、工事について現地の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
繊維工業試験場 (令和2年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
太田土木事務所 (令和2年10月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
下水道総合事務所 (令和2年10月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(3) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
渋川森林事務所 (令和2年10月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(4) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
県央第二水道事務所 (令和2年10月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(5) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
がんセンター (令和2年10月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(6) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
吾妻中央高等学校 (令和2年10月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(7) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
警察本部 (令和2年12月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

◎監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の 結果を次のとおり公表する。

令和3年3月31日

群馬県監査委員 林 章 同 石原栄一

 同
 井田
 泉

 同
 中島
 篤

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和元年度会計
 - (2) 監査対象団体 5団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査年月日	令和2年12月3日
	地域創生部、企業局。 (1) 県出資金及び出捐金 502,700,000円(県出資比率 68.7%) (2) 補助金 343,894,640円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (3) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンター) 指定管理料 228,986,000円 (利用料金制) ・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク 指定管理料 150,101,000円 県への納付金 15,605,320円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査年月日	令和2年12月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活こども部 (1) 県出捐金 30,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・ぐんまこどもの国児童会館 指定管理料 153,495,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県森林組合連合会
監査年月日	令和2年12月3日

監査対象とした	環境
	(1) 補助金 37,513,000円
内容	(うち25,813,000円は平成30年度からの繰越分)
內谷	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	・群馬県森林組合連合会事業補助金
	・県産材流通改革促進対策事業補助金
	・群馬県特用林産施設体制整備事業補助金
	・群馬県森林施業プランナー研修支援事業補助金
	・森林組合系統共販強化対策事業補助金
	(2) 利子補給金 1, 250, 600円
	群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給
	群馬県林業近代化資金利子助成金
	(3) 貸付金
	新規貸付 248,000,000円
	残高 0円
	・群馬県林業振興資金貸付金
	(4) 公の施設の管理(指定管理) - ************************************
	・赤城森林公園及び赤城ふれあいの森(SUBARUふれあいの森 赤城)
	指定管理料 15,020,000円
	(利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県消防協会
監査年月日	令和3年1月13日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 県出捐金 300,000,000円(県出資比率 38.3%) (2) 補助金 4,300,000円 ・群馬県消防協会事業に対する補助金 (3) 負担金 200,000円 ・群馬県殉職消防職団員慰霊祭に伴う共催負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県育英会
監査年月日	令和3年1月13日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 県出捐金 259, 419, 395円 (県出資比率 40.0%)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、群馬県知事から講じた措置について 通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月31日

群馬県監査委員 林 章 石 原 栄 一 井 田 泉 司 同 中 島 篤

監	查;	寸 象	機	関	メディアプロモーション課
監査		の公	表年月	月	令和2年9月29日(群馬県報第9838号)監査公表第13号
齨	查	0)	結	果	(注意事項) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定により、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けたものに委託しなければならないとされている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2の規定により、委託契約は、書面により行い、契約の有効期間や支払う料金等の必要事項を記載し、許可証の写しを添付するものとされている。当該機関は、物品の廃棄処理業務(産業廃棄物)について、当該物品を製作している業者と随意契約を締結したが、当該業者は、許可を受けていなかった。また、契約書も作成されていなかった。なお、実際に運搬及び処分を行っていたのは、産業廃棄物管理票によると、契約相手方の子会社から依頼を受けた許可業者であった。(本事例は、令和2年4月組織改正前の県民センターにおける事例である。)
講	じ	た	措	置	再発防止を図るため、今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令及び 規則を厳守し、事務処理を行うよう周知徹底した。また、事務職員間で共通認識が 図れるよう複数職員で確認する体制を強化し、適正な事務処理に努めることとし た。

					·
監	査	対	象核	製	健康福祉課
監	査結身	見のク	表年	月日	令和2年9月29日(群馬県報第9838号)監査公表第13号
監	査	Ø	結	果	(注意事項) 群馬県行政財産使用料条例第6条第1項の規定により、使用料は、前納すること とされており、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-1使用料の徴収時期に おいて、許可期間が複数年度に及ぶ場合には、翌年度分以降の使用料については、 当該年度当初ごとに納付させるものとするとされている。 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産 である土地に電柱類等を設置する者に対し、平成27年4月1日から令和2年3月 31日までを許可期間とする行政財産の使用許可を行い、使用料の年額を4,50 0円とした。また、分掌する行政財産である建物に事務所を設置する者及び喫茶コーナーを設置する者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを許可期間とする行政財産使用許可を行い、使用料の年額を194,270円及び43 1,137円とした。当該3者の令和元年度分使用料の納入通知書を令和元年6月 24日に発行し、納期限を同年7月16日及び同月31日としていた。
講	じ	た	措	置	再発防止を図るため、事務引継書及び課共通の予定表に納入通知書発行予定日を 明示し、事務職員間で共通認識が図れるよう措置した。

監	査	対	象	機	関	国保援護課
監	査結身	果の	公表	年月	日	令和2年9月29日(群馬県報第9838号)監査公表第13号
監	查	σ,)	結	果	(指摘事項)

					当該機関は、群馬県福祉医療費公費負担制度協力補助金交付要綱に基づき、補助金受給団体から事業実績報告書を受理したが、当該報告書には割引によって支払いが発生しなかった会場使用料243,000円が含まれていたにもかかわらず、当該会場使用料を含めた金額により補助金の額を確定した。
講	じ	た	措	置	当該補助事業者に対し補助金交付要綱等に沿った適正な事務の執行について改めて指導を行い、支払いが発生しなかった会場使用料に係る補助金については、令和2年8月13日に県に返納された。 今後の再発防止を図るため、補助金の額の確定に係る具体的な審査項目をリスト化した資料を作成するなど事務の適正化に努めるとともに、組織的な審査・確認の実施について、所属内で再確認し徹底することとした。

監	查	対象	機	関	観光魅力創出課
監		の公:	表年月	月日	令和2年9月29日(群馬県報第9838号)監査公表第13号
监	査	Ø	結	果	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産である施設を使用する者に対して行政財産の使用許可を行い、使用料の額は、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-5建物の使用料により算定している。令和元年度の使用料の算定に当たり、過年度の使用料を確認したところ、平成26年度から平成30年度における行政財産使用許可の使用料算定について、建物使用料の加算の算定(国有資産等所在市町村交付金法による交付金相当額)に誤りがあることに気付き、消滅時効にかかっていない平成27年度から平成30年度に徴収した当該建物使用料の額が1,474,546円過大となっているとともに、還付加算金も発生していることが判明した。また、令和元年度内に還付手続の処理を行うべきところ、事務調査日(令和2年7月3日)現在においても当該還付手続を行っていなかった。このため、最終的に支出を決定した同年7月30日現在において、69,300円の還付加算金が発生し、同年3月31日に支出を決定した場合と比較し、還付加算金が7,700円増額となった。
講	ľ	た	措	置	過大に徴収した使用料1,474,546円については、還付加算金69,300円を付した上で令和2年8月5日に還付が完了した。 今後は、複数の職員により使用料算定の確認を行うとともに、当課独自の算定マニュアルを作成し、職員に周知することで、再発防止に努めることとした。

監	査	対	象	機	関	沼田土木事務所
監査		果の	公表	手手	田	令和2年8月25日(群馬県報第9828号)監査公表第11号
監	查	Ø,		結	果	(注意事項) 所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、料金等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。当該機関は、令和元年6月24日、同年7月31日、同年8月9日及び同年10月11日に支払った土地評価業務委託料から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が同年7月10日、同年8月13日、同年9月10日及び同年11月11日であったにもかかわらず、同年12月10日まで所轄税務署に納付しておらず、同年8月9日支払い分(納付期限同年9月10日)について、不納付加算税5,500円が発生した。
講	じ	た	-	措	置	今後、再発防止のため、関係帳票の確認を徹底するとともに、複数の職員による チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

監	査	対	象	機	関	病院局総務課
監査	査結り	果の	公表	年月	日	令和2年8月25日(群馬県報第9828号)監査公表第11号
監	査	0		結	果	(注意事項) 群馬県病院局が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約ができるのは、それぞれ政令に定める場合のみである。このうち随意契約できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号及び群馬県病院局財務規程第148条で規定されている場合のみであるとされている。 当該機関は、財産の買入れについては160万円が随意契約の限度額であるにもかかわらず、予定価格総額1,625,689円(税込)及び1,694,779円(税込)の消耗品の複数単価契約において、見積書の提出を依頼した10者のうち、依頼に応じた3者の中から、その最低価格である835,363円(税込)及び1,196,110円(税込)の見積書を提出した者と、随意契約により平成31年4月1日付けで契約を締結した。
講	じ	7.	÷	 措	置	契約事務の遂行に当たり、病院局財務規程や関係法令を遵守するよう、関係職員 に周知するとともに、複数職員による確認を徹底することとした。

◎監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月31日

 群馬県監査委員
 林
 章

 同
 石
 原
 栄
 一

 同
 井
 田
 泉

 同
 中
 島
 篤

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘事項又は意見の番号である。)

監査対象 全般的事項・共通事項

意見	改善措置
計画を策定している事例が見受けられる。複数の施設で長期保全	国・県・市町村が団体の枠を超えて公 共施設の最適利用を効果的に進めていく ため、令和元年度に各団体が保有する国 公有財産情報の共有化を図った。令和2 年度以降は、共有情報の更なる充実化を 図ることにより、エリアマネジメントの 実現につなげていく。 (総務部財産有効活用課)
2 庁舎の建て替えを検討した上で所属の統廃合を検討すべき (14頁) 老朽化した既存の施設の中で、所属の移動や統廃合を検討して も限界がある。長期保全計画により、修繕費をかけながら使用し ていく場合と、建て替えた場合でのコストを比較検討すべきであ る。また、長期保全計画により修繕費をかけながら使用した場合 でも、その後の建て替えの時期の平準化を図る必要がある。	平成25年3月に策定した「群馬県県 有施設長寿命化指針」においては、既存 施設の目標使用年数を65年とし、スト ックの有効活用を基本に、日常点検や定 期点検の充実、計画的な予防保全によ り、施設の長寿命化を図ることとしてい るが、所属統廃合の検討と庁舎の建て替 えを含む整備計画は、互いに関連するた め、関係部署からの相談には適切に対応

する。

建て替えについては、施設機能の状 況、財政状況、業務との関連など総合的 に考慮しながら適切な時期に検討すべき ものと考えている。

なお、令和3年度に、本県の公共施設 等に係る中長期的な経費の見込み(維持 管理・修繕、改修、更新等に係る費用、 単純更新した場合と長寿命化対策を実施 した場合の比較等)を算出し、「群馬県 公共施設等総合管理計画」に記載する予 定である。

(総務部財産有効活用課)

3 長期保全計画の実行について

(15頁)

平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画の うち未実施の修繕等が127億円発生している。計画を策定した 以上は予算を割り当てて実行すべきである。

長期保全計画は、5年ごとの劣化診断 や、施設管理者からの不具合報告を勘案 して、毎年優先順位を見直している。長 寿命化工事の重要性を改めて庁内の共通 認識として、必要な予算を確保する。

(総務部財産有効活用課)

4 保管場所の見直し及び電子化の推進による書類の整理について (15頁)

書類の保管場所、保管期限の管理や廃棄は各所属にゆだねられ ており、保管スペースの広さもまちまちである。このため、共通 の書庫を設けて、特定の場所で一元管理することも検討の余地が ある。更に、電子化を進め、ペーパーレスを積極的に推進して、 書類の管理の手間を省くことも検討する必要がある。

- 文書の電子化については、行政改革 大綱実施計画の取組項目の一つに文書 の電子化を掲げており、機会を捉え、 庁内に電子決裁の必要性の周知や電子 決裁強化月間を設け啓発している。ま た、令和2年度は、業務のデジタル化 の取組として、電子決裁を推進してお り、原則電子決裁を行うよう庁内に周 知を図っている。
 - (知事戦略部業務プロセス改革課) 共通書庫での一元的な文書管理につ いては、建物改修が必要となることか ら、将来的な建替えや大規模改修時の 課題とする。

(総務部総務課)

5 スペースの効率的な利用について

(16頁)

庁舎全体として、書類の保管場所や打ち合わせスペースが点在 の整理を実施する。 しており、スペースの利用が効率的になされていない。より良い 活用方法を検討することが望ましい。

各合同庁舎において、より効率的なス ペースの利用が可能な場合には、庁舎内

(総務部総務課)

6 会議室等の有効活用について

(17頁)

低利用の会議室等について、県が使用していない時間に限り、 全庁的に有料の貸し出しを検討することが望ましい。

一部の公共用財産では、会議室等の有 料貸出を行っているところであり、庁舎 等の公用財産については、公用の業務等 に供することを優先しているところであ るが、今後、施設のあり方を含め、有効 活用について検討する。

(総務部財産有効活用課)

7 敷地の必要性の検討について

(17頁)

伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地 | 査」等で把握した課題等に関して、先駆 を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにした的・効果的な事例等も参考にしながら、 ところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことか 県有施設の全体的な最適利用に向けた検 ら、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃 | 討や助言等を積極的に行っていく。 借地を削減することが望ましい。

毎年度実施している「県有財産利活用 状況調査」や「未利用地・低利用地調

(総務部財産有効活用課)

監査対象 ファシリティマネジメント所管所属

意見	改善措置
8 群馬県公共施設マネジメントシステムの導入について (21頁) 群馬県公共施設マネジメントシステムを導入したが、システム 導入当初に期待した効果が得られていない。今後システム導入の 際には、ニーズに合った仕様の検討を十分にすべきである。	
9 システム間のデータ連携について (22頁) 財務データについて、「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「群馬県の財務会計システム」間のデータ連動が図られていないため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」の財務数値の正確性が担保されていない。データの正確性及び集計時間削減のため、システム間のデータ連携を図ることが望ましい。	
10 資産アセスメントの評価指標について (28頁) 資産アセスメントの利用効率の指標として、主要棟延床面積/ 職員数という単一指標のみ利用している。利用効率を多面的に把 握するとともに、利用実態をより正確に把握するため、利用効率 の指標として、公用や公共用など、施設の用途に応じて、利用者 数など複数の指標を採用することが望ましい。	令和3年度に新たな資産アセスメント 手法の研究・開発を予定しており、その 過程で具体的な評価指標の検討も行って いく。 (総務部財産有効活用課)
11 資産アセスメントの見直しについて (28頁) 平成29年度以降、資産アセスメントの見直しが行われていない。資産アセスメントの定期的な見直しを行うことが望ましい。	令和3年度に資産アセスメントの見直 しを行う予定である。より精度が高く実 効的な資産アセスメント手法の研究及び 開発を進めていく。 (総務部財産有効活用課)
12 民間ノウハウの活用について (29頁) ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であるため、特 に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、 民間ノウハウの活用を検討すべきである。	新たな資産アセスメント手法の研究及 び開発の中で、民間ノウハウの活用につ いても検討していく。 (総務部財産有効活用課)
13 工事履歴等の情報共有について (32頁) 管財課及び各施設がそれぞれ工事や点検を実施し、工事履歴等 を管財課に報告する体制になっているが、現実には管財課で工事 履歴等を全て把握できていない。「群馬県公共施設マネジメント システム」を活用すること等により、工事履歴等の情報をシステ ムに入力することを必須とし、工事履歴の共有を図ることが望ま しい。	
14 建築基準法第12条点検及び日常点検について (32頁) 毎年、各施設において、建築基準法第12条点検及び日常点検 を実施し、管財課に報告しているが、管財課ではその結果を一元 管理していない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活 用すること等により一元管理し、点検結果を有効活用することが 望ましい。	料として活用している。今後さらに有効 な活用方法について検討する。
15 施設総量の適正化について (33頁) 財源が限られるなか、長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒	「県有施設最適化事業」により、県有施設の機能集約を進めているところである。現在、肉牛繁殖センターの畜産試験

しになっている。限られた財源により、施設を維持管理するた 場への移転集約の検討を行っている。加 め、保有施設数の削減を検討すべきである。

えて、令和3年度以降に実施する資産ア セスメント結果等を参考に、新たな集約 可能施設の掘り起こしやマッチングを進 めていく。

(総務部財産有効活用課)

16 電力調達の効率化について

(34頁)

電力入札は通常各部局単位で行われており、また契約期間は原 則1年となっている。電力コストの更なる削減を図るため、複数 部局まとめての電力入札及び複数年契約への移行を検討すべきで ある。

行政改革大綱実施計画の具体的な取組 の一つに「電力調達の効率化」を設け取 り組んできた。

これまで電力使用量が少ない等の理由 により電力入札が実施できなかった施設 について、平成29年度から複数部局の 施設をまとめた電力入札や長期継続契約 を行っている。

(知事戦略部業務プロセス改革課)

17 施設管理費の効率化について

(34頁)

空調設備の保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行わ れており、また契約期間は原則1年となっている。施設管理費の 更なる削減を図るため、複数部局まとめての入札及び複数年契約 への移行を検討すべきである。

複数部局まとめての入札や複数年契約 **〜の移行のほか、包括管理など多様な官** 民連携の手法も含めて検討する。

(総務部総務課)

18 収入源の多様化について

(36頁)

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予 やメールマガジンによる情報発信など様 防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効 活用による歳入確保を図るため、様々な取組を検討すべきであ る。

歳入確保や管理コストの縮減に向け て、インターネットオークションの活用 々な手法を用いて未利用地等の売却促進 を図っている。

また、県庁周辺土地を駐車場として、 有料貸出を行っている。

(総務部財産有効活用課)

19 県民駐車場の料金について

(36頁)

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予 防保全には当初の計画どおり取り組めていない。県有財産の有効 活用による歳入確保を図るため、県民駐車場の料金体系の見直し を検討すべきである。

県民駐車場は群馬県庁等を訪れる県民 の利便を図るため設置したもので、当初 から歳入確保を前提としていない。

2時間経過後の料金徴収は、目的外利 用や長時間駐車を防止するためである。 (総務部財産有効活用課)

20 有効活用の指標について

(38頁)

各施設の利用効率を表す稼働率や年間利用者数の算定が行われ ていない。各施設の廃止あるいは機能集約等の判断材料とするた めに、毎年行っている「県有財産利活用状況等調査」の中で、各 施設の性質や用途に応じ、稼働率及び年間利用者数を調査し、そ れを指標として活用することが望ましい。

文化・集客施設等については、既に貸 室等の稼働率や年間利用者数を調査の指 標として設定している。それ以外の施設 については、種別や状況によって、稼働 率や利用者数等の調査・集計が可能なも のと困難なものがある。各施設の庁舎管 理担当者とも意見交換しながら、対応を 検討していく。

(総務部財産有効活用課)

「県有財産利活用状況等に関する調査」の精度向上について 2.1 (38頁)

現場往査の結果、県有財産利活用状況等調査の回答と異なる状 況の施設が見受けられた。定期的に現地調査を行うなど、調査の 精度向上を検討すべきである。

毎年度、利活用状況等調査の結果を基 に、抽出で現地調査を行い、必要に応じ て調査データを修正することにより、精 度向上を図っていく。

(総務部財産有効活用課)

22 フリーアドレスの導入について

(39頁)

庁舎等を有効活用するため、職員の固定席がないフリーアドレ

令和2年度に一部所属でフリーアドレ スを導入した。

(知事戦略部業務プロセス改革課)

スの導入を検討すべきである。	
23 固定資産の実査について (42頁) 固定資産台帳の正確性を担保するため、年に1回固定資産の実 査を行うことが望ましい。	固定資産台帳更新作業依頼時に各分掌者において確認するよう、固定資産台帳 整備ガイドに記載する。 (総務部財産有効活用課)
2.4 不動産登記の確認・把握について (4.2頁) 地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申 請を行うことが望ましい。	未利用地等については、普通財産として財産有効活用課に分掌替えを行う際に、適宜現況に合わせた地目等の変更登記を行うよう、各所管課へ依頼する。 (総務部財産有効活用課)
25 未利用地の処分に係る事務等の民間委託について (45頁) 未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則 となっているが、入札が不調となった場合には、売却業務の一部 を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきであ る。	
26 庁舎等の図面の保管方法について (46頁) 群馬県公共施設マネジメントシステムに庁舎等の図面のデータ 保管し、データを主に利用する管財課に情報を一元化することが 望ましい。	庁舎等の図面データについては、長寿 命化工事等の実施に欠かせないものであ ることから、関係部局と協議の上、効率 的かつ有効なデータ管理方法を検討す る。 (総務部財産有効活用課)
27 県有財産についての情報開示について (47頁) 施設総量の適正化には、県民と情報共有をしたうえで、県民の 理解を深めていくことが欠かせない。したがって、県民との情報 共有を図るため、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗 状況を県ホームページで公表することが望ましい。	毎年度の進捗状況を県ホームページに掲

監査対象 個々の施設等

監査結果<指摘事項>	改善措置
1 固定資産台帳と実態の相違について (太田保健福祉事務所、115頁) 固定資産台帳で表記されている用途と実際の用途が異なる建物 等がある。建物の利用状況について台帳表記と実態の使用状況が 異なると、当該建物の有効活用を含め将来の投資意思決定を誤る 可能性があるので、実態と台帳が異なる場合には速やかに更新を 行う必要がある。	
2 固定資産台帳と実態の相違について (館林土木事務所、158頁) テレメーター監視室として台帳登録されている建物(庁舎棟と は別)があるが、現状、テレメーター監視業務は庁舎棟内で行わ れており、テレメーター監視室として登録されている建物は書庫 及び物置として利用されている。 固定資産台帳については年1回程度の頻度で実在性、用途など を確認し、台帳記載内容と実態が異なるのであれば、実態に合わ せて定期的に更新すべきである。	次回更新の際、実態のとおり改める。 (県土整備部監理課)

3 公有財産台帳未登録の件について (農業技術センター東部地域研究センター、183頁) 過去に取得した固定資産で公有財産台帳に登録されていないも のがあった。他に未登録の固定資産はないかを確認するため、ま た今後再発することを防止するために、定期的に固定資産の現物 実査を行うべきである。	I
4 固定資産台帳の取得年月日について (農業技術センター高冷地野菜研究センター、187頁) 当施設の本館は、昭和55年に建築されているが、固定資産台 帳によると、平成15年取得となっている。また、他の資産も平 成15年取得となっている。 適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月 日を訂正する必要がある。	訂正処理を行った。 (農政部農政課)
5 固定資産台帳の取得年月日について (農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎、205頁) 当公舎は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によ ると、平成15年取得となっている。 適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月 日を訂正する必要がある。	訂正処理を行った。 (農政部農政課)

意見	改善措置
28 執務スペースを含む庁舎の整理について (渋川合同庁舎、52頁) 庁舎内部の整理状況が雑然としているため、行政県税事務所を 主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべき である。	合同庁舎各所属から聴き取った使用スペースの状況を基に、庁舎内整理案を作成し、令和2年度中に行政県税事務所が主導して庁舎の整理を実施する。 (総務部総務課)
29 会議棟の予約共通化等について (渋川合同庁舎、53頁) 当施設の会議棟の大会議室と渋川保健福祉事務所の会議棟の大 会議室に関し、双方の間で予約の共通化等を行い、利用効率を高 めることが望ましい。また、使用予約の共通化の結果を踏まえ、 会議棟の必要性を検証し、今後のあり方を検討していくことが望 ましい。	
30 西部森林環境事務所の環境部門の移転について (高崎合同庁舎、60頁) 西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討す べきである。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)
31 西部教育事務所の移転について (高崎合同庁舎、61頁) 西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、慎重に検討を行っていく。(総務部財産有効活用課、教育委員会総務課)
3 2 職員駐車場としての土地賃借について (高崎合同庁舎、6 2 頁) 高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職 員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)

33 トイレの修繕について (高崎合同庁舎、62頁) 長期保全計画が作成され、かつ、外部の来庁者も多数訪れる建 物に関しては、トイレの修繕は速やかに行うべきである。	令和2年度に修繕を行った。 (総務部総務課)
34 転用活用可能室(旧食堂)について (富岡合同庁舎、74頁) 3階の旧食堂は2年程度しか使用されておらず、まだ老朽化していないため、積極的に他の部署の移転先候補として検討すべきである。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)
35 既存部署の空きスペースについて (富岡合同庁舎、75頁) 旧食堂以外にも低利用なスペースが散見されるため、情報を共 有化し、移転先候補として有効活用することが望ましい。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)
36 合同庁舎の移転を含めた再編等の検討について (中之条合同庁舎、79頁) 中之条合同庁舎は築45年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。	長寿命化対策により、既存の施設は築65年まで使用することを原則としている。耐用年数経過後に施設の更新を行う際、現在の敷地での建替と代替地への移転について、比較検討していく。 (総務部財産有効活用課)
37 会議室の予約共通化等について (桐生合同庁舎、87頁) 当施設の大会議室は、隣接する桐生保健福祉事務所、桐生土木 事務所との間において、大会議室の使用予約の共通化は行われて いない。 それぞれの間で大会議室の予約の共通化等を行い、利用効率を 高めることが望ましい。	総務事務システムの予約機能を使用し、令和2年7月1日から、桐生合同庁舎、桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所の会議室の共通利用を開始した。 (総務部総務課)
38 庁舎内事務所の再編あるいは移転の検討について (館林合同庁舎、90頁) 合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎 そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入 所している事務所の再編成を検討すべきである。	「施設総量の適正化」と「効率的な管理運営」の観点から、効果的な機能集約や施設の最適利用の実現可能性について、関係部局と連携して慎重に検討を行っていく。 (総務部財産有効活用課)
39 ふれあいテラスの有効利用について (群馬県庁、98頁) 利用頻度の低いふれあいテラスの有効活用を検討すべきである。	試行的に11階ふれあいテラスに立ち 会議可能なデスクを設置し、今後の使用 方法を検討する。 (総務部財産有効活用課)
40 ふれあい談話室の有効利用について (群馬県庁、99頁) 利用頻度の低いふれあい談話室の有効活用を検討すべきである。	試行的に11階県民サロンのテーブル をパーテーションで打ち合わせスペース として利用しやすくなるようにし、今後 の使用方法を検討する。 (総務部財産有効活用課)
41 西部児童相談所の今後の設置場所について (西部児童相談所、103頁) 富岡合同庁舎への移転等を視野に入れたうえで、長期保全計画 を策定、実行する必要がある。	高崎市の児童相談所の設置の動向を見極めたい。 なお、旧リハビリ棟については、長期保全計画の対象から除かれている。 (生活こども部児童福祉・青少年課)
42 周辺駐車場を含めた利活用について	高崎市の児童相談所設置に関する検討

(西部児童相談所、103頁)

西部児童相談所の隣の県有地について、西部児童相談所と一体 として利活用を検討する必要がある。

状況や当該県有地の引き合いの動向等を 注視しながら、一体的な利活用や処分に ついて検討を進めていく。

(総務部財産有効活用課、生活こども部 児童福祉・青少年課)

43 PCBの保管場所について

(西部児童相談所、104頁)

西部児童相談所がある高崎市高松町は、高崎市役所に近く、交 保管場所を確保し移動させる。 通の便のよい地域であり、当施設をPCB保管場所として使用す ることが適当か、再度検討する必要がある。

保管している建物(リハビリ棟)が利 活用されることとなった場合には、別途

なお、PCB廃棄物の運搬容器のガイ ドラインに基づき、強固な密閉容器で保 管しており、漏出等の危険はない。

(生活こども部児童福祉・青少年課)

余剰スペースの整理による事務スペースの確保について 4 4 (渋川保健福祉事務所、107頁)

庁舎1階は余剰スペースがあるが、2階の事務室は、中央児童|動させ、書庫とし、中央児童相談所北部 相談所北部支所の開設により、やや手狭な状況となっている。今 後、業務が拡大し、職員数が増えてくると、状況は更に悪化する 保した。 と見込まれる。

余剰スペースを整理し、ロッカーを移動させるなどして、職員 規模に見合った事務スペースを確保することが望ましい。

令和2年3月に、1階旧化学検査室の 改修工事を行い、2階からロッカーを移 支所の組織改正に伴う事務スペースを確

(健康福祉部健康福祉課)

余剰スペースの有効活用について

(吾妻保健福祉事務所、110頁)

余剰スペースを有効活用できる方法を模索することが望まし V)

新型コロナウイルス感染症業務に対応 するため、従前倉庫として使用してきた 母子診察室について、令和2年3月に医 療法上の名称変更を行い、以後防護服、 マスク等を保管する感染症対策物品庫と して活用している。

栄養室については、「2チーム制勤 務」導入に伴い事務室に転用した会議室 の代替として、打ち合わせスペースとし て活用している。新型コロナウイルス感 染症収束後は、食改推や栄養士会など地 域の方への貸出しなども行う。

(健康福祉部健康福祉課)

46 児童相談所移転後のスペースについて

(太田保健福祉事務所、114頁)

令和2年度から東部児童相談所が他の場所へ移転することか ら、別棟にある動物愛護センター東部出張所が転入する予定であ る。しかし、児童相談所に比べて動物愛護センターの職員は大幅 に人数が少ないため、スペースが余剰することが予想されること から、スペースの有効活用について再検討することが望ましい。

余剰スペースについては、新型コロナ ウイルス感染症への対応などのため、以 下のとおり活用を予定している。

①1 F 児童相談所執務室

「2チーム勤務制」実施時の執務 室として活用

②1 F 児童相談所相談室

面談室及び職員休憩室として活用

旧食品検査室(東部児相プレイルー A)

県備蓄用マスク等を収納する感染 症対策物品庫として活用

(健康福祉部健康福祉課)

47 余剰スペースの活用方法の検討について

(桐生保健福祉事務所、119頁)

庁舎1階にある栄養室、化学検査室、X線検査室のうち旧・現 対策法上の「有害物質使用特定施設」と 像室等が有効活用されていないため、他の部署の受入れ、若しく は、庁舎管理の適切性に留意しつつ、NPO法人への貸出などを 含めて、検討することが望ましい。

旧・現像室等は、ほう素及びその化合 物による汚染の恐れなどから、土壌汚染 され、用途変更する場合には、土壌調査 等の実施が法により義務づけられてい る。このため、他部署の受入れや外部へ の貸出等は難しい状況である。

(健康福祉部健康福祉課)

48 建物の修繕について 会議用庁舎の天井及び入り口の屋根の (西部家畜保健衛生所、124頁) 修繕工事を令和2年9月に完了した。 天井の穴、剥がれかけた屋根など、放置し続ければ建物の劣化 (農政部農政課) の早まりや、大きな損害が生じるおそれがあるため、応急的に速 やかに修繕すべきである。 49 建物内の雨漏りについて 庁舎の玄関口の天井の雨漏り跡につい (西部家畜保健衛生所、124頁) て、その原因は不明であるが、その雨漏 り跡の範囲は拡大していない。 重要な設備における雨漏りの原因究明、再発防止のための修繕 天井の劣化を防ぐため、塗装工事を行 は早急に行うべきである。 った。 (農政部農政課) 「施設総量の適正化」と「効率的な 50 高崎合同庁舎への移転について (西部家畜保健衛生所、125頁) 管理運営」の観点から、効果的な機能 西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事 集約や施設の最適利用の実現可能性に 務所への集約を検討すべきである。 ついて、関係部局と連携して慎重に検 討を行っていく。 (総務部財産有効活用課) 移転に必要な以下の問題が解消可能 か検討する。 ① 家畜保健衛生所法により定められ ている解剖室、焼却炉及び専用の検 査室を設置 ② 検査室に独立した空調設備を設置 ③ 敷地出入口に畜産関係車両の車両 消毒槽を設けるとともに、付近に消 毒スペースを確保 ④ 備蓄資材の保管場所を確保 ⑤ シャワー室を設置 ⑥ 洗濯・乾燥設備を設置 (農政部農政課) 51 事務所機能の復旧に関する計画の策定について 空調設備については、令和3年2月に 新設工事を完了した。 (吾妻家畜保健衛生所、128頁) 当施設は、長期間、事務所機能の一部の使用が制限されている 電話設備の不調については、令和2年 状況にあることから、これらを解消するための計画を策定するこ 3月に修繕工事を完了した。 とが望ましい。 (農政部農政課) 52 耐震診断について 施設整備の今後の方針を決定する上 (吾妻家畜保健衛生所、129頁) で、建築物の耐震性能は重要と考え 当施設の本館は、昭和57年に建築されているが、耐震診断を る。 行っていない。 耐震診断未実施の県有施設について このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定され は、施設用途や規模、利用状況等を勘 た場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を 案した優先順位に従って計画的に耐震 整備しておくことが望ましい。 診断を実施している。 今後も庁内で協議の上、必要な予算 を確保し、耐震診断を迅速に推進す

(農政部農政課)

(総務部財産有効活用課)

耐震診断実施に向けて実施時期を調

また、耐震工事及び施設を継続的に 利用するための補修及び改修に係る費 用を把握し、今後の施設の方向性を検 討するための情報を整備する。

整している。

53 沼田市から建物を賃借していることについて 沼田市から無償で借りている建物に尾 (利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所、131頁) 瀬係は設置されている。 沼田市から建物を賃借しているため、事務所の維持は沼田市の 当該施設は、築47年と老朽化してい 方針に依拠していることになる。事務所が存続できなくなった場 る。また、沼田市では老朽施設の統廃合 合の対策を事前に検討しておく必要がある。 を行っており、事務所が継続できなくな った場合は、対策を沼田市及び片品村と 検討する。 (農政部農政課) 54 非常階段の管理について 令和元年10月24日に規制線を設置 (利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所、131頁) した。 非常階段が劣化して危険な状態にあるため、人が使用できない (農政部農政課) ように撤去する又は規制線を設置する等の対応をするべきであ 55 衛生設備(トイレ)について 令和2年度に洋式トイレへの改修工事 (東部家畜保健衛生所、134頁) を実施した。 トイレが老朽化していることから、洋式トイレへの改修を行う (農政部農政課) など、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。 56 効率的な施設利用について ・ 東部児童相談所の移転により生じた (東部家畜保健衛生所、134頁) 太田保健福祉事務所の空きスペースに ついては、動物愛護センター東部出張 東部家畜保健衛生所の移転及び東部地域の公有財産の有効活用 所及び太田保健福祉事務所の相談スペ について検討すべきである。 ースとして、新たに利活用されてい 「施設総量の適正化」と「効率的な 管理運営」の観点から、効果的な機能 集約や施設の最適利用の実現可能性に ついて、関係部局と連携して慎重に検 討を行っていく。 (総務部財産有効活用課) 太田合同庁舎への移転は、検査室な どのスペースを確保することができな また、2階会議室への他の所属の移 転は、当建物が耐震診断が行われてい ない上、駐車場も狭く、現在以上の職 員数が勤務するのは不可能である。 (農政部農政課) 57 防水シートの修繕について 令和2年度に実施する庁舎棟外部改修 工事に、屋上防水シートの張替を含めて (伊勢崎土木事務所、139頁) 建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防 対応する。 水シートの全面的な張替えを行うべきである。 (県土整備部監理課) 58 不用品の処分及び保管書類の整理について 令和2年度末までに不用品処分及び文 書整理を実施する。 (伊勢崎土木事務所、139頁) 倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用 (県土整備部監理課) 品は処分すべきである。 不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどし て、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用する ことを検討すべきである。 59 高崎市榛名支所への移転の検討について 過去の検討経過、内容等を改めて整理 (高崎土木事務所榛名事業所、142頁) 及び確認し、財産有効活用課と監理課で 高崎土木事務所榛名事業所の移転については、早急に、担当部 | 共有の上、再検討を進めていく。 署間における検討・話合いを再開するとともに、高崎市の意向を (総務部財産有効活用課、県土整備部監 聴取し、高崎市榛名支所内への移転を再検討すべきである。

60 外壁工事後の雨漏りの原因把握について

(安中土木事務所、146頁)

外壁防水工事及び屋上防水修繕工事の後に起こった雨漏りにつ いて、業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、 長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反 映することが望ましい。

施工業者あて確認したところ、過去 (10年以上前)に施工した屋上防水シ ートの劣化が原因と推定されるため、当 該箇所の張替工事について調整する。

(県土整備部監理課)

61 吾妻地域の土木関係事務所の集約について

(中之条土木事務所、149頁)

吾妻地域では、他地域に比べて土木関係の事務所数が多くなっ ている。これについては、管轄面積の大きさ(県面積の約20 %)や、地方高規格道路である上信自動車道の建設といった事情|に行うため、また、大規模プロジェクト もあるが、業務の状況をみながら、事務所の整理について検討を 行うことは必要と考えられる。

上信自動車道の建設作業の収束を見据えて、吾妻郡内の土木関 当面の間は現状のままとする。 係事務所の配置について検討することが望ましい。

広大な管轄面積であり、日常的な現場 立会や検査、大雨、地震、火山噴火等に 対する緊急対応、施設の突発的損傷に対 する維持修繕などの業務を適切に合理的 である上信自動車の建設を着実に進める ためには、今の組織体制が必要である。

(県土整備部監理課)

62 除雪車の保管について

(沼田土木事務所水上事業所、151頁)

当施設では、車庫に収まりきらない除雪車があり、除雪車を長 期間屋外に置いておくことは、車体の劣化を早めると考えられ

屋外に駐車することによる除雪車の劣化の損失と車庫の建設費 用を比較分析し、車庫の面積を増やすか、現状のままとするか検 討することが望ましい。

5台ある除雪車のうち、状態の良い2 台を既存の倉庫の空きスペースに収納し た。残りの3台については、費用対効果 を検討した結果、直ちに車庫を新築等す ることは困難であるとされたため、現状 のままとする。

(県土整備部監理課)

63 耐震診断について

(沼田土木事務所水上事業所、152頁)

当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、耐震診 断を行っていない。

このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定され た場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を 整備しておくことが望ましい。

財産有効活用課と調整し対応する。 (県十整備部監理課)

64 浸水時の機能発揮について

(桐生土木事務所、154頁)

当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の 大雨(発生頻度は極めて低いが、理論上起こり得る降雨(年超過 確率 1/1,000))で浸水するおそれがある地域」に含まれてお り、また、近傍の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に 大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能 を発揮できない可能性がある。

浸水時にも必要な機能が確保できるように、対策を講ずること が望ましい。

行政県税事務所、保健福祉事務所等の 桐生みどり振興局各所属と調整し対策を 講じる。

(県土整備部監理課)

65 旧テレメーター監視室の利用について

(館林土木事務所、158頁)

固定資産台帳上でテレメーター監視室と登録されている建物は「執務室として活用する。 現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使 用されている。当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しいた め、他の団体(事務所)を含め当該建物を有効活用すべく代替案 を考案すべきである。

令和4年度の県庁ネットワークの更新 に併せ、令和5年度からテレワーク用の

(県土整備部監理課)

66 土木関係事務所の機能集約の検討について

(八ッ場ダム水源地域対策事務所、161頁)

八ッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和2年度におおむ ね完了することが見込まれており、当施設は、今後、上信自動車 道建設事務所が主体となると見込まれる。当施設の敷地は賃貸物 件であり、管理コストは他の施設より高くなっているが、現時点

「施設総量の適正化」と「効率的な 管理運営」の観点から、効果的な機能 集約や施設の最適利用の実現可能性に ついて、関係部局と連携して慎重に検 討を行っていく。

(総務部財産有効活用課)

74 会議室の有効活用について

では将来の事務所のあり方について検討が行われていない。 八ッ場ダム水源地域対策事務所は、 このため、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当 令和3年度以降もソフト事業を中心に 事業が継続するため、事務所が存続す 事務所、中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所のいず れの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望ま 現在の中之条土木事務所、中之条土 しい。 木事務所三原事業所には、八ッ場及び 上信道事務所の人員等を収容するスペ ースはなく、事務所機能の集約はでき ない。 各事業の進捗状況により、財産有効 活用課と調整し対応する。 (県土整備部監理課) 67 今後の利活用について 今後も引き続き、国の補助金や企業か (林業試験場、166頁) らの試験研究等を積極的に受け入れると 林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易 ともに、施設の有効活用に努める。 に移転することは不可能であるため、今後も引き続き、国の補助 (環境森林部森林局林政課) 金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れ、その資金によ り、施設の維持管理に努めていくことが有用である。 68 種子精選施設の老朽化による漏電について 漏電については早急に復旧工事を行い (林木育種場、169頁) 現在は24時間稼働中である。 なお、施設が老朽化しているなかで、 現場視察中、老朽化による漏電で、種子精選施設の電気施設の 当該電気施設の冷媒は令和2年から生産 電気が止まっていた。本来24時間電気が入り、一定の温度を保 つ必要があり、温度が変わってしまうと、原種子を保存できなく 中止となったことから、今後の修理は困 なることから、頻繁に不具合が発生するようであれば、買い替え 難が予想されるため、冷凍冷蔵設備の更 も検討することが望ましい。 新工事を発注し、年度内に完了予定であ (環境森林部森林局林政課) 69 空きスペースの利用について 旧東研究棟については、自施設又は他 (農業技術センター稲麦研究センター、177頁) 用途での活用を検討する。 現在旧東研究棟(旧農林大学校)を倉庫として利用している畜 また、同棟の一部を供用使用する部署 産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移 では、月1回程度の施設内点検が実施さ れ、現在は適切に管理が行われている。 転することを検討すべきである。 (農政部農政課) 70 建物の修繕について 旧東研究棟の劣化箇所については、立 (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 入防止の措置を講じた。 既に不具合が生じており、今後重大な損害が生ずるおそれのあ (農政部農政課) る建物については、速やかに修繕を行うべきである。 71 急な法面の解消について 法面工事の予算措置を進めている。近 (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 々の対応としては、安全に配慮した上で 危険性のある急な法面の舗装工事には、速やかに着手すべきで限草作業を実施する。 ある。 (農政部農政課) 72 燻蒸貯蔵庫の改善について 貯蔵庫等施設の機能強化のため、令和 (農業技術センター稲麦研究センター、178頁) 3年度予算で設計業務委託の予算措置を 公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産進めている。 である奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十 (農政部農政課) 分な広さのある新たな燻蒸貯蔵庫の整備を検討すべきである。 地盤沈下には注視し、喫緊の事態には 73 施設の改修について (農業技術センター東部地域研究センター、183頁) 速やかに対策(工事)を実施する。 地盤沈下により主要棟と駐車場との間に段差があり、また、ト トイレの不具合等設備の更新が生じた イレが旧式の和式トイレであり、労働環境の改善余地がある。 際には、洋式化を図る。 (農政部農政課)

恒常的な利用があり、また、施設規模

(農業技術センター東部地域研究センター、183頁)

会議スペースと保管スペースとして利用している会議室についれるので、他施設の受入れは困難であ て、より有効に活用できるように、他の施設を受け入れられるか 検討する必要がある。

や知的財産権保護から外部利用は制限さ る。

(農政部農政課)

75 余剰スペースの情報共有について

(農業技術センター高冷地野菜研究センター、186頁)

本館内の余剰スペースについて、財産有効活用課の調査におい て、転用可能な部屋として挙げられていない。必要が生じた場合 に迅速に余剰スペースの活用が図れるように、県庁内で情報共有 を図ることが望ましい。

社会環境の変化で未使用部分が発生し ているが、立地条件に加え、知的財産権 の保護から、外部利用は困難である。

(農政部農政課)

76 耐震診断について

(農業技術センター高冷地野菜研究センター、187頁)

当施設の本館は、昭和55年に建築されており、耐震診断を行 っていない。

このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定され た場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を 整備しておくことが望ましい。

施設整備の今後の方針を決定する上 で、建築物の耐震性能は重要と考え る。

耐震診断未実施の県有施設について は、施設用途や規模、利用状況等を勘 案した優先順位に従って計画的に耐震 診断を実施している。

今後も庁内で協議の上、必要な予算 を確保し、耐震診断を迅速に推進す

(総務部財産有効活用課)

耐震診断実施に向けて実施時期を調 整している。

また、耐震工事及び施設を継続的に 利用するための補修及び改修に係る費 用を把握し、今後の施設の方向性を検 討するための情報を整備する。

(農政部農政課)

77 群馬県農業公社に対する無償賃貸について (蚕糸技術センター、193頁)

群馬県農業公社に対して、別館2階の半分を無償賃貸してい る。農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定 し、公益性の高い事業を実施していることから、賃料を免除して いるが、群馬県農業公社は資金力があり、また、蚕糸技術センタ 一の維持保全に多額の資金がかかっている現状を鑑み、有償を検 討すべきである。

群馬県農業公社は、左記のとおり知事 から農地中間管理事業の県内唯一の実施 団体としての指定を受け、公益事業を実 施している。

農地中間管理事業は、群馬県農業公社 の主な事業であり、その事業実施に係る 運営費は、国及び県からの補助金による ものである。

群馬県は、この事業を群馬県農業公社 と一体となって進めているところであ る。

また、決算状況については、補助金に 依存しており、赤字基調である。

これらの理由から群馬県農業公社に対 する普通財産の貸付料は、群馬県財産の 交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4条により、無償としているものであ り、現状の取扱いで問題ないと考える。

(農政部農業構造政策課)

78 場長公舎及び職員公舎の取り壊しについて (水産試験場及び水産試験場公舎、197頁)

敷地内には平成23年以降未利用状態である場長公舎がある。 場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も 比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館(漁協組 合で利用中)もある。よって、防犯上の観点からは取り壊すこと が望ましい。また職員公舎についても長期間入居者がおらず未使 用の状態であり取り壊すことが望ましい。

水産試験場内の公舎2棟は左記のとお りの状況にあるため、取り壊し等に係る 費用の工面と併行して、公舎周辺の除草 や樹木の手入れなどの環境整備を行うこ とで、防犯上、衛生上の支障を生じさせ ないための管理を継続して行う。

(農政部農政課)

79 修繕費の外部資金調達について

(繊維工場試験場、202頁)

繊維工業試験場を維持管理していくには、多額の資金が必要となるため、国の助成金の活用や、依頼試験・加工試験に関する手数料を活用するなどして、維持管理費用を自ら確保することが必要である。

地方創生拠点整備交付金を活用し、平成29年度にオープンイノベーションルーム及びクリーンルームを、令和元年度に人間工学評価室を整備した。

令和2年度当初予算では、施設維持管理費に依頼試験・加工試験に関する手数料を充当している。

(産業経済部地域企業支援課)

80 維持管理の費用・労務の状況を踏まえた資産処分の検討について

(農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎、205頁)

主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と 昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くい ない状態となっている。

現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、更に費用・労務が生じるような状況になれば、資産処分を検討することが望ましい。

当施設での公舎需要は見込めないことから、他利用等の検討を進める。

(農政部農政課)

81 八ッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した際の対応について

(八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎、208頁)

ハッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した時点 きを進める。 において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公 舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃 止した上で賃借契約を終了することが望ましい。

生活再建事業が令和2年度でおおむね 完了するため、同年度末で職員公舎を廃 止し、敷地の賃借契約終了に向けた手続 きを進める。

(県土整備部特定ダム対策課)

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111